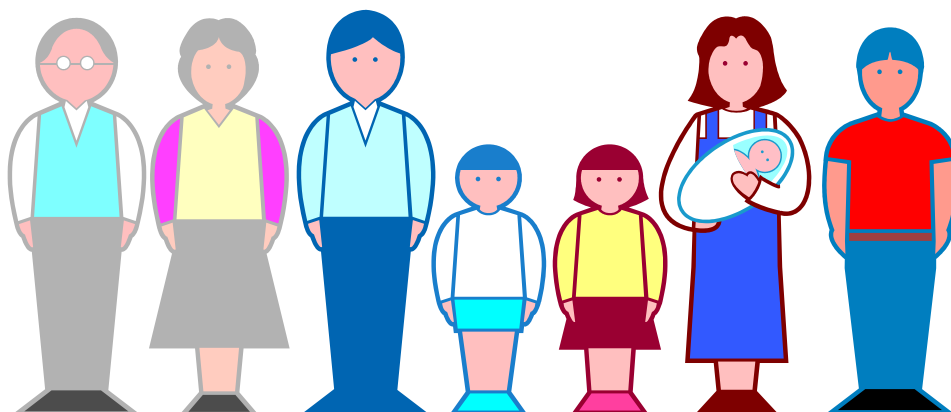


概 要 版

行財政改革推進プラン

～住民協働(自助・共助・公助)で
新しいまちづくりを目指して～



笠 松 町

はじめに

我が国経済の現状は、世界規模での社会経済変動のなか一部の業種で景気回復の兆しは見えるものの、地域経済を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。このような状況の中、地方自治体の財政運営は非常に厳しい状況にさらされています。

本町においても、その状況は深刻であり、地方自治の確立に向けた新たな行財政運営の展開が強く求められています。また、平成13年度から平成16年度においては、市町村合併についての活発な議論が行われ、最終的には住民投票による町民の皆さんの意思のもと単独による町政運営の道が選択されたところであり、本町の人口規模や財政力に見合った将来的に持続可能な行財政運営が求められています。

こうした中、町では行財政改革推進委員会を設置し、行政運営の検討課題や財政状況を踏まえた具体的な改革案を提示し、7月から月1回の定期開催を基本に限られた時間の中で議論を展開していただき、貴重な意見をいただいてきました。また、広く町民の皆さんにも同様の情報をお知らせし、ご意見をいただくとともに、議会や各種団体においても同様の議論が展開され提言をいただきました。

そして、この度、町行財政改革推進委員会をはじめとする提言を踏まえ、これまでの町のアイデンティティーと言える良き施策は可能な限り継承しつつ、「住民協働」を基軸に、優先度その他の観点から施策、事務事業の厳選に努めるとともに、人口規模以上に行政体制のスリム化、各種施設の管理運営方法等の検討、地域及び住民と行政の役割分担、また、受益と負担のあり方の検討など、新たな視点に立ってあらゆる角度から行財政を見直し、特に改革による財政効果の発揮を主眼として徹底して行財政改革を推進することを盛り込んだ「笠松町行財政改革推進プラン」を策定しました。

本プランの取り組みは、平成17年度から平成19年度までの3ヵ年ですが、今後も国の三位一体改革の各論部分の影響をはじめとして、様々な背景や課題をもった社会経済情勢の変化が予想されることから、この取り組み期間中であってもこれらの要因も踏まえ、常に定型化しがちな業務の見直しと改善を図る所存であります。

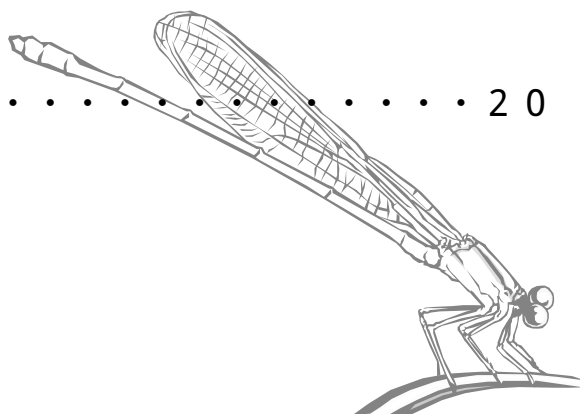
なお、取り組みの過程においては、改革に伴うサービス低下を可能な限り緩和できるような方策を講じるとともに、進捗状況などについては町民の皆さんへ随時公表し透明性を確保しながら、地方分権時代にふさわしい自らの発想で独自の町政を「住民協働」を基軸に町民の皆さんと共に進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

平成17年2月

笠松町長 広 江 正 明

も く じ

1 . 基本方針	1
2 . 将来ビジョン・特化する施策	2
3 . 事務事業の見直し	3
行　　政	3
税金・公共料金	6
福　　祉	7
保健衛生	10
環　　境	11
防災防犯	13
都市基盤	14
産　　業	16
教　　育	16
地　　域	18
今までと変わらない主なもの	18
4 . 行財政改革推進プランの数値目標	19
5 . 行財政改革に関する主な経緯	19
6 . 笠松町の財政状況	20



1. 基本方針

1 目 的

社会経済情勢の一層の厳しさや国の三位一体の改革の影響の下で、多様化する行政需要に適切に対応しつつ、町単独で持続できる行財政体質にするため、行財政改革を強力に推進します。

2 計画期間と推進方法

行財政改革推進プランは、推進期間中に取り組むべき課題について、改革の方向、目標及び具体的推進事項を示すものであり、原則として平成17年度から平成19年度までの3ヵ年の計画とします。

なお、改革の推進にあたっては、住民参加の下広く意見を取り入れつつ住民の理解と協力を求め進めます。

3 達成目標の設定

計画期間中に財源不足による基金繰入等をゼロにします。

4 進行管理と公表

毎年度の取り組み実績の検証及びローリングによる見直しを行い、その結果を町民に広く公表します。

5 将来検討課題等

本プランは、3年間という短期的な取り組みの中で、財政収支の均衡を目指すものであることから、いわゆる即効性のある施策を中心に構成しました。したがって、今後のまちづくりの根幹となる施策については、次年度に実施する町第四次総合計画の見直しの中へ取り込むこととします。

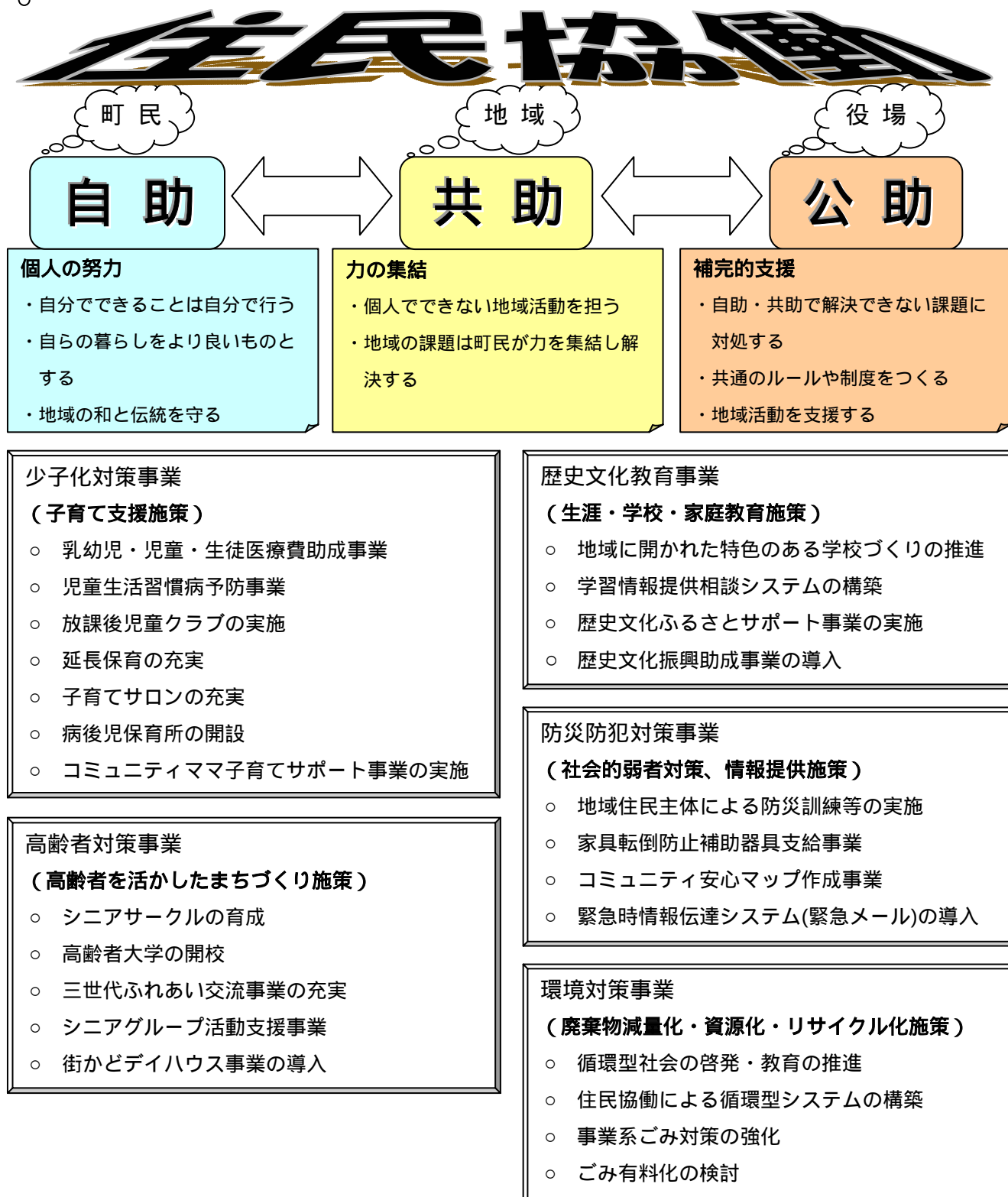
なお、本プランは、現時点で把握できる行財政運営上の影響要素を考慮して作成しましたが、現時点では方向性等が定まっていない「笠松競馬場問題」や「岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設平成22年問題」のような、今後の行財政運営に大きな影響を与える課題は考慮していません。

従いまして、今後これらの情勢の変化に応じて、収支バランスを見据えた自立的な行財政運営ができるような取り組みが必要であり、本プラン策定時に検討されたものの、制度化に至らなかった「都市計画税」や「下水道受益者負担金」も、今後の情勢の展開によっては再度検討課題となります。

2. 将来ビジョン・特化する施策

安全で 安心して 暮らしていけるまち

子どもからお年寄りまでのすべての人が、一人ひとりが役割をもち「自分たちの町は自分たちでつくる!!」を合言葉に、地域づくりと人づくりを基本とした行財政改革推進プランを策定し、いきいきと輝くまちづくりを進めます。



3. 事務事業の見直し

この推進プラン概要版は、今回の行財政改革により、特に住民に直結するサービスや負担が現状と比較してどのように変化するのか、次の4種類に区分してまとめました。

なお、現在の制度と変わらない主なものについては、最後にまとめて記載してあります。

新しい負担が増えます・・・新たな負担が発生することを表しています。

新しく始まります・・・新しいサービスの提供が始まることを表しています。

なくなります・・・いまのサービスが廃止されることを表しています。

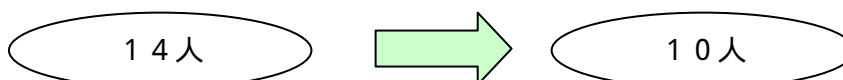
変わります・・・いまの負担やサービスが変わることを表しています。

行 政

議 会 議 員

変わります

定 数 (次回の一般選挙から)



報 酬 (平成16年9月から実施)

- 報酬月額 2万円減額
- 期末手当 加算率5/100引下げ

報酬月額

議 長 : 320,000円	→	300,000円
副議長 : 280,000円		260,000円
議 員 : 260,000円		240,000円

期末手当時の加算率

20/100	→	15/100
--------	---	--------

特 別 職

変わります

給 与（平成16年9月から実施）

○給料月額 10%減額

給料月額

町 長：810,000円

助 役：695,000円

収入役：615,000円

729,000円

625,500円

553,500円

職 員

変わります

一般職職員数（平成22年度までに32人削減）

167人

（H16.4.1現在）

135人

（H22.4.1）

一般職の人件費（平成17年度から）

- 管理職手当 20%削減
- 時間外勤務手当 20%削減
- 期末勤勉手当 役職加算50%削減

組織（平成17年度から）

- 5部12課に編成
- グループ制の導入

職員による対応（平成17年度から）

- 委託をしていた業務の一部を職員で対応
 - ・電話交換業務
 - ・施設の日常清掃業務（公共施設11箇所）
 - ・除草業務
 - ・街路樹、草花等の維持管理
 - ・公園遊具の定期点検
 - ・笠松駅モニユメントの管理 など

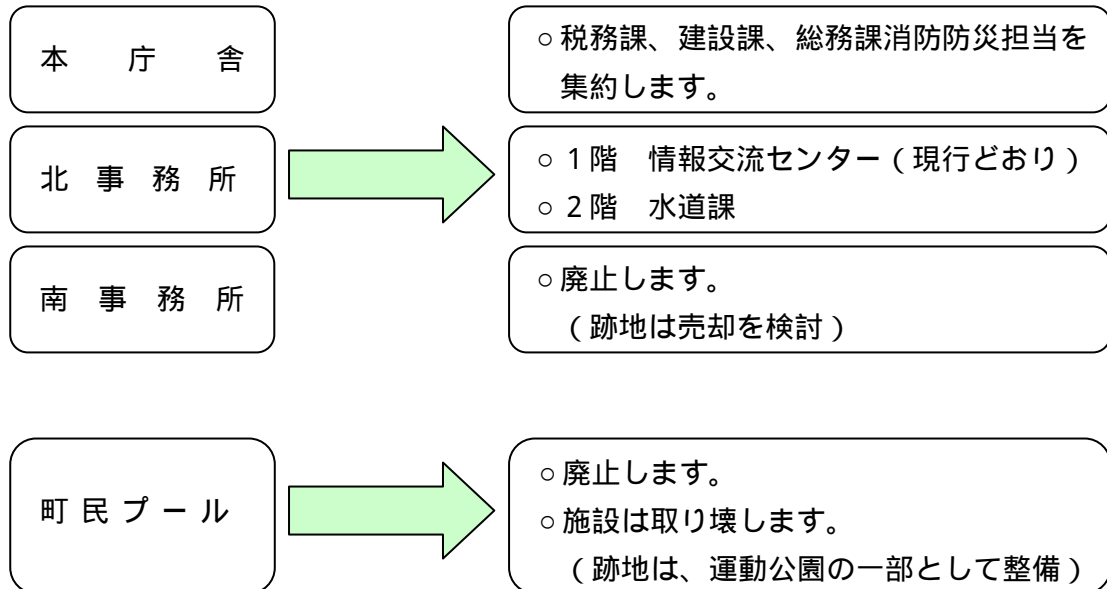
臨時職員

- 雇用の抑制（平成17年度から）
- 賃金体系の見直し（平成18年度から）

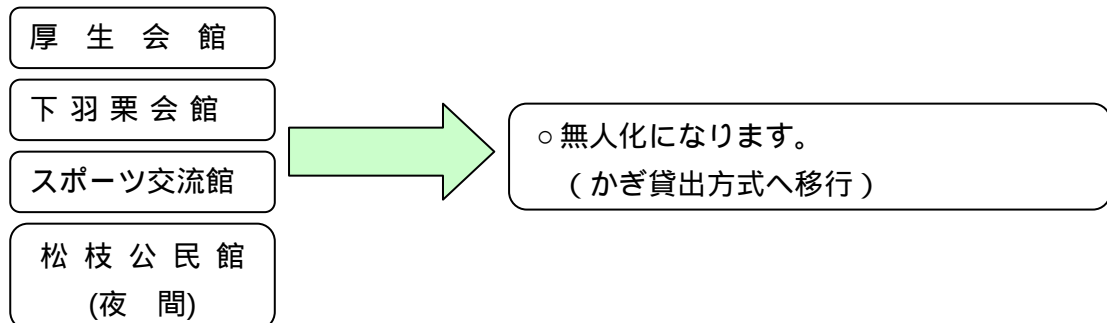
公共施設・公共用地

変わります

公共施設の再編



公共施設の無人化（平成17年度から）



町が所有している土地

- 売却
16箇所 16,571.17㎡
（南事務所敷地、旧防疫組合跡地、町民プール駐車場、旧中野町営住宅跡地など）
- 職員駐車場用地
職員から利用料金徴収 2,000円/月
（4箇所 2,615.52㎡）

その他

変わります

団体補助金

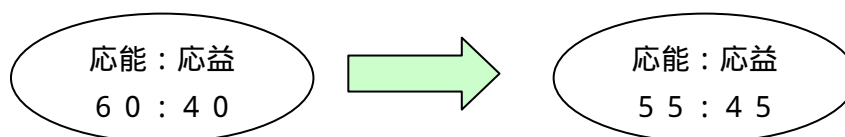
- 基本原則（公益性のある事業への補助）の再確認
- 補助金の交付方法
 - 平成 17 年度
 - ・ 概算交付（1 / 2 相当額） 第三者機関による審査 追加（返還）交付決定
 - 平成 18 年度
 - ・ 運営費補助金の補助率上限を設定し交付
- 事業補助金は事業提案型助成制度へ移行（平成 18 年度から）
- 監査委員による監査の実施

税金・公共料金

税金等

変わります

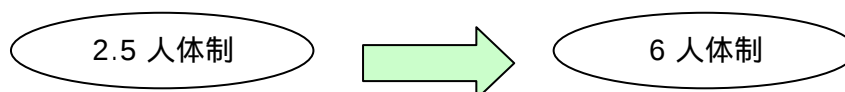
国民健康保険税（平成 17 年度から）



応能とは 所得割（所得に応じて）、資産割（固定資産税に応じて）
応益とは 均等割（1 人あたり）、平等割（1 世帯あたり）

- 独立採算の原則から、賦課割合・税率の改正により、3 年後を目途に一般会計からの繰出金をゼロにします。

町税等滞納整理体制の強化（平成 17 年度から）



使用料・手数料

変わります

収入証紙の取扱い（平成17年度から）

- 証紙による使用料及び納付制度の廃止
- 証紙と現金の取扱併用期間
・ H17.4.1～H17.6.30までの3ヶ月間

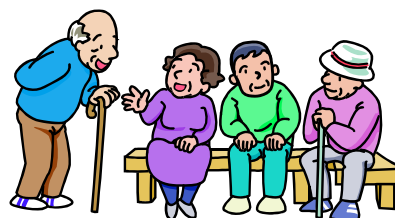
施設使用料

- 住民協働によるまちづくり活動のために利用する場合の施設使用料免除制度の創設（平成17年度から）
- 「負担の公平」と「受益者負担の原則」に配慮した制度に平成17年度中に見直し平成18年度から適用します。
- 全施設が均衡のとれた分かりやすい料金体系の確立（平成18年度から）

福 祉

お年寄りの福祉

新しく始まります



シニアサークル（平成17年度以降）

- お年寄りが講師になり、お年寄りのサークル（学級）を開催します。
また、シニアサークルが自主活動できるよう支援します。

高齢者大学（平成17年度以降）

- お年寄りに多様な学習機会を提供するための高齢者大学を開校します。

シニアグループ活動支援（平成18年度以降）

- お年寄りで構成するグループが地域の活性化に資する活動を自ら考え実施する場合に助成します。

街かどデイハウス（平成17年度以降）

- 現在開催中のふれあいひろばをボランティアなどと協働して小地域で開催し、地域のお年寄りが気軽に参加できる環境づくりと場所を提供します。

変わります

医療費助成（平成17年度から）

入院：義務教育終了（15歳）まで

外来：義務教育終了（15歳）まで

義務教育終了（15歳）まで

小学4年生（10歳）まで

児童生活習慣病予防（血液検査）（平成17年度から）

実施方法：医療機関実施

料 金：2,900円

検査項目：2項目

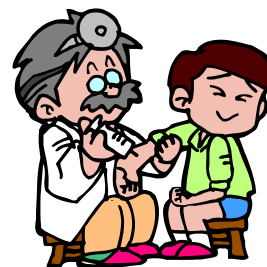
各小学校にて集団実施

無 料

6 項 目

小学校5年生の児童すべてが対象です。

栄養指導、健康教育、肥満児教室等の事後指導の充実を図ります。



放課後児童クラブ・延長保育（平成17年度から）

チャイルドルーム

放課後児童クラブ

○対象者 小学校1年生～3年生

○利用料 2,000円/月

平成18年度からは、各小学校区で実施を予定しています。

平成18年度からは、留守家庭夏休み子どもクラブを放課後児童クラブで開催します。

延長保育

○保育時間 午前7時～午後7時

○実施場所 各保育所

○延長保育料 2,000円/月（午後6時以降利用の場合）

保育料（平成17年度から）

- 階層区分を5階層から国基準の7階層にします。
- 保育料を国基準単価の80%までに、最長6年間で上げます。

例えば

所得税を5万円納めている世帯の場合（平成17年度の保育料）

3歳以上	17,100円/月	→	19,100円/月
3歳未満	19,900円/月		22,000円/月

国基準単価の改正等により変更する場合があります。

一時的保育料（平成17年度から）

保育料の日割り計算

3歳未満児
2,000円/日
3歳以上児
1,400円/日

保育園児の交通安全帽購入助成（平成17年度から）

支給

1/3補助

町立保育所の民営化（平成18年度以降）

- 段階的に民営化を進めます。



私立幼稚園就園奨励費助成（平成17年度から）

満3歳児・3歳児
4歳児・5歳児

3歳児・4歳児
5歳児

- 補助金の単価を段階的に引き下げます。
平成17年度：現行どおり
平成18年度：平成16年度単価から15%削減
平成19年度：平成16年度単価から30%削減

新しい負担が増えます

保育所通園バス利用料（平成17年度から）

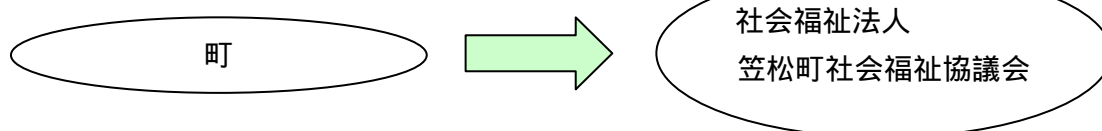
- 町立保育所、笠松保育園の通園バスの利用料をいただきます。

3,000円/月

障害のある方の福祉

変わります

小規模授産所の民営化(平成17年度から)

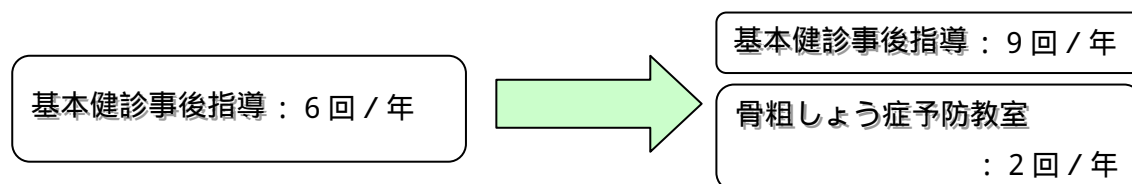


保 健 衛 生

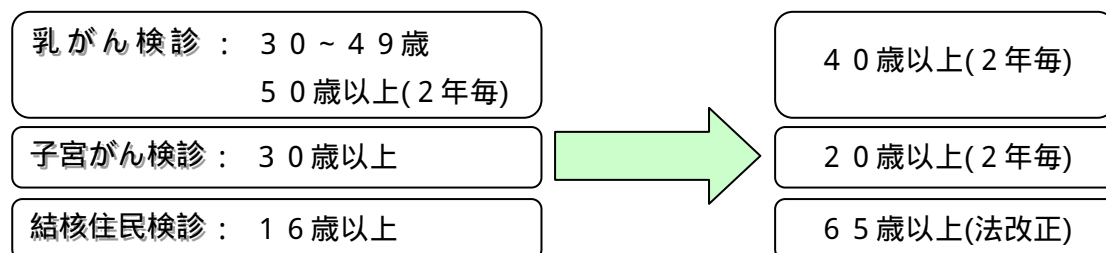
健康づくり

変わります

健康教育(平成17年度から)

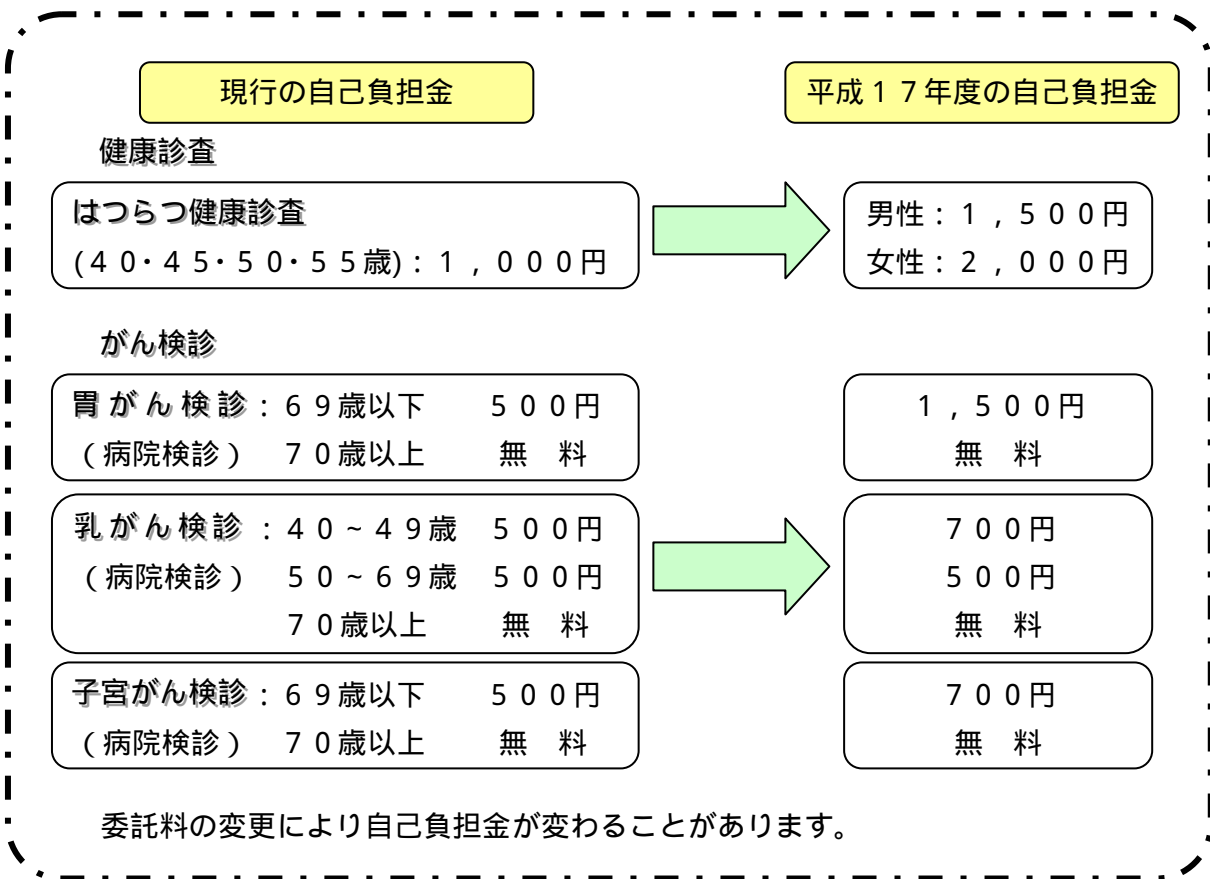


成人健康診査(平成17年度から)



○段階的に自己負担金を上げます。

	69歳以下	70歳以上
平成17年度	委託料の10%程度	無 料
平成18年度	委託料の15%程度	委託料の5%程度
平成19年度	委託料の20%程度	委託料の5%程度



環 境

環 境

新しく始まります

こどもエコクラブ（平成17年度から）

- 子どもの時代から、環境についての学習、活動、体験などを実践できるよう、環境活動・学習の場や機会を提供し、側面から支援します。
- 各小中学校に電気式生ごみ処理機を設置します。

エコファミリー（平成17年度から）

- 家庭でのごみ減量化を自主的に進めるための仕組みとして、「エコファミリー登録制度」を導入します。

「譲ります・譲ってください」掲示板（平成17年度から）

- 家庭で不用となった生活用品を有効に活用するため、希望者同士が直接交渉のできるリサイクルの「場」を提供します。

ごみ

新しく始まります

一人一日100グラムごみ減量運動（平成17年度から）

- 日常生活を見直し、家庭用燃えるごみを住民一人ひとりの工夫や心がけて、減量運動を展開します。

資源物の行政回収から集団回収への移行（平成17年度から）

- 住民の生活に密着した、最も身近なリサイクル活動であり、町内会、廃棄物減量等推進員などを中心に全町的に資源物の集団回収事業を展開します。

事業系一般廃棄物（平成17年度から）

- 全事業所を対象にごみ年間排出量の削減をめざし、減量化計画書の作成を義務づけ、行政指導を徹底していきます。

ごみ袋の指定（平成18年度から）

- 指定袋の導入（家庭系ごみ・事業系ごみ）

ごみ収集場所（平成17年度以降）

- ごみステーションの設置基準の策定

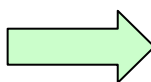


変わります

地域廃棄物対策の強化（平成17年度から）

- 廃棄物減量等推進員の増員

1町内：
100世帯ごとに1人



1町内:3人以上

そ の 他

新しく始まります

美しいまちづくり条例（平成17年度以降）

- 空き缶等のポイ捨て・犬の糞害・空き地対策などの新条例を制定

なくなります

害虫駆除の薬剤散布（平成17年度から）

- 側溝への機械による薬剤散布廃止



防 災 防 犯

防 災 防 犯

新しく始まります

家具転倒防止補助器具支給（平成17年度から）

- 高齢者世帯、重度障害者世帯に大型家具の転倒防止補助器具を支給します。
取り付けについては、各自主防災会の活動の一環として実践します。

コミュニティ安心マップの作成（平成17年度から）

- 社会的弱者の居住地、避難経路・避難所、防災資機材の位置及び子ども110番の家の位置などの情報を記した、各地域コミュニティ安心マップを各自主防災会の活動の一環として作成します。

緊急時情報伝達システム（緊急メール）（平成17年度以降）

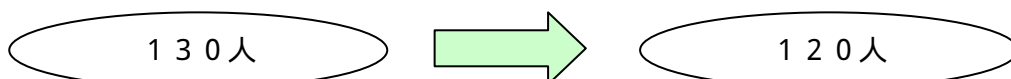
- 緊急時に携帯電話やパソコンに情報を提供するシステムを導入します。

変わります

地域住民主体による防災訓練（平成17年度から）

- 各自主防災会単位または各ブロック単位による防災訓練へ移行します。

消防団員の定数（平成18年度から）



都市基盤

上下水道

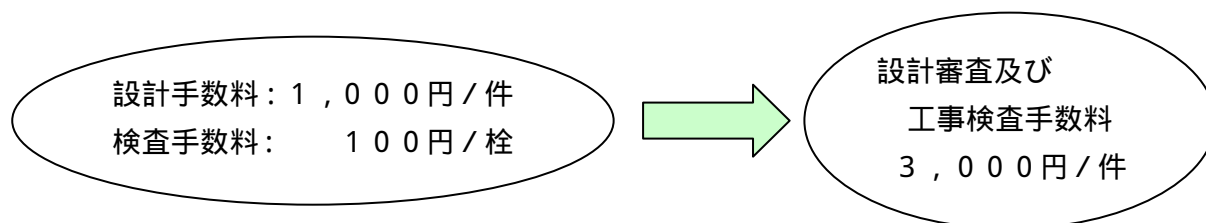
変わります

料金の徴収事務（平成17年度から）

- 集金制を廃止
口座振替または、現金による窓口での納入となります。



給水装置工事の設計審査及び工事検査手数料（平成17年度から）



新しい負担が増えます

排水設備工事の設計審査及び工事検査手数料（平成17年度から）

- 排水設備の新設、改造工事の申込時に、設計審査及び工事検査手数料を負担していただきます。

3,000円/件

交 通

変わります

公共施設巡回バス（平成17年度から）



運行協力金

100円

（未就学児は無料）
（回数券の導入）

- 日、祝日の運行本数の削減（1時間おき）
- 車椅子リフト付低床バスの導入（平成17年度：1台・平成18年度：1台）
- 広告料の導入（平成17年10月から）
料金については、平成17年10月から実施

自転車駐車場使用料（平成17年度から）

- 許可期間 6ヶ月許可の新設
- 長期割引の導入

1ヶ月： 610円

2ヶ月： 1,230円

3ヶ月： 1,830円

1ヶ月： 1,000円

2ヶ月： 1,900円

3ヶ月： 2,700円

6ヶ月： 5,400円

笠松町に在住、在勤の方

町 並 み

変わります

街路灯設置基準（平成17年度以降）

40m間隔

80m間隔



通学路・交差点・家屋連たんしている箇所は現行どおり

- 町内会から設置要望があった場合
 - ・ 設置費の1/2（限度額18,900円/基）を助成
 - 維持管理費は設置者負担

産 業

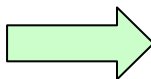
中小企業振興

変わります

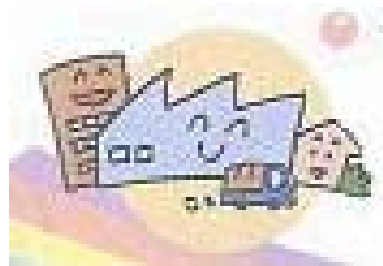
町小口融資制度（平成17年度から）

・融資限度額

1,000万円



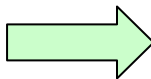
1,250万円



県小口融資等利子助成制度（平成17年度から）

・利子補給期間

1年間



2年間

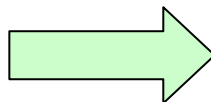
労 働

変わります

勤労者生活資金融資制度（平成17年度から）

融資限度額：70万円

返済期間：3年以内



100万円

4年以内

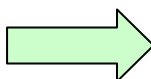
教 育

生涯学習

変わります

一般講座申込料（平成17年度から）

1,000円



2,000円

新しく始まります

学習情報提供相談システム（平成17年度以降）

- 学習機会情報、団体グループ情報、指導者人材バンク、図書蔵書情報、学習したい人の仲間の募集の情報発信などの学習情報を一元的に管理し、学習情報を提供します。

歴史文化振興助成（平成18年度以降）

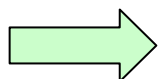
- 町民や団体が自主的に行う、歴史文化の保存・活用事業や広く町民を対象とした講演会開催、研究発表などを実施する場合に助成します。

小中学校

変わります

中学生のヘルメット購入助成（平成17年度から）

新1年生自転車通学者



新1年生全員

学校給食センターの運営

- 民間委託を検討します。



新しい負担が増えます

日本スポーツ振興センター共済掛金（平成17年度から）

- 掛金の1/2を保護者に負担していただきます。
町立保育所についても同様です。

小中学校 420円/年・保育所 175円/年

掛金額の変更により保護者負担額が変更することがあります。

なくなります

卒業記念品（平成17年度から）

- 卒業時の記念品贈呈の廃止
町立保育所の卒園記念品も同様に廃止

地 域

地 域

新しく始まります

広聴推進（平成17年度から）

- 意見箱を設置
- ふれあい広報サービス（広聴版）を開催



今までと変わらない主なもの

税 金 等

町税の税率

介護保険料（平成18年度以降は介護保険事業計画により決定されます）

福 祉

敬老会、敬老のつどいの開催
乳幼児健診

ご み

電気式生ごみ処理機購入助成

イ ベ ント

リバーサイドカーニバル
川まつり
春まつり
町民大運動会
美術展

防 災

防災行政無線

学 校

防犯ブザー購入助成
給食費

下 水 道

下水道切り替え工事助成金

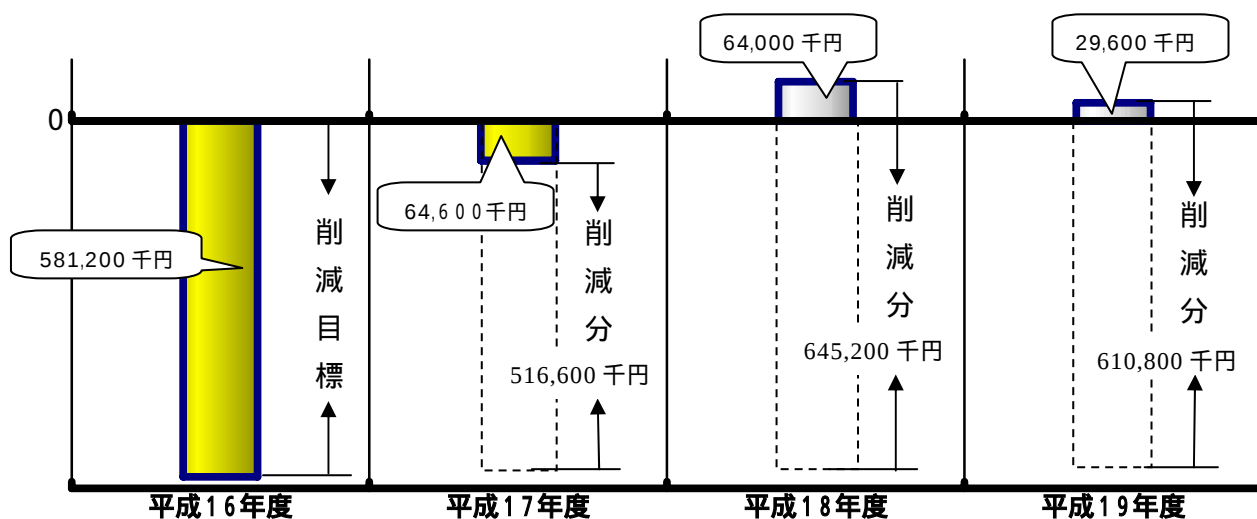
そ の 他

都市計画税（今までどおり賦課しません）
下水道受益者負担金（今までどおり賦課しません）



4．行財政改革推進プランの数値目標

平成17年度から平成19年度までの3カ年で、平成16年度当初予算の財源不足額581,200千円を解消することを目標とします。



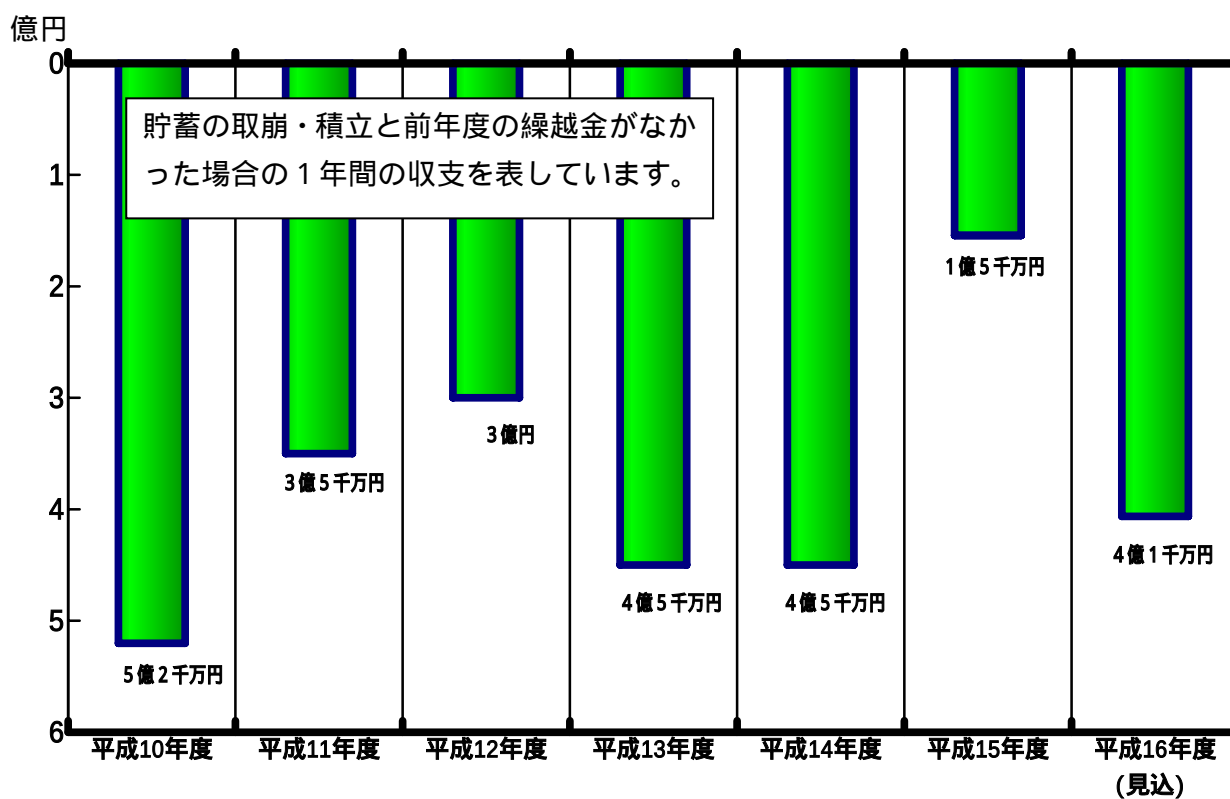
平成17年度から平成19年度までの間に行財政改革を実行した場合の財源不足額を表しています。

5．行財政改革に関する主な経緯

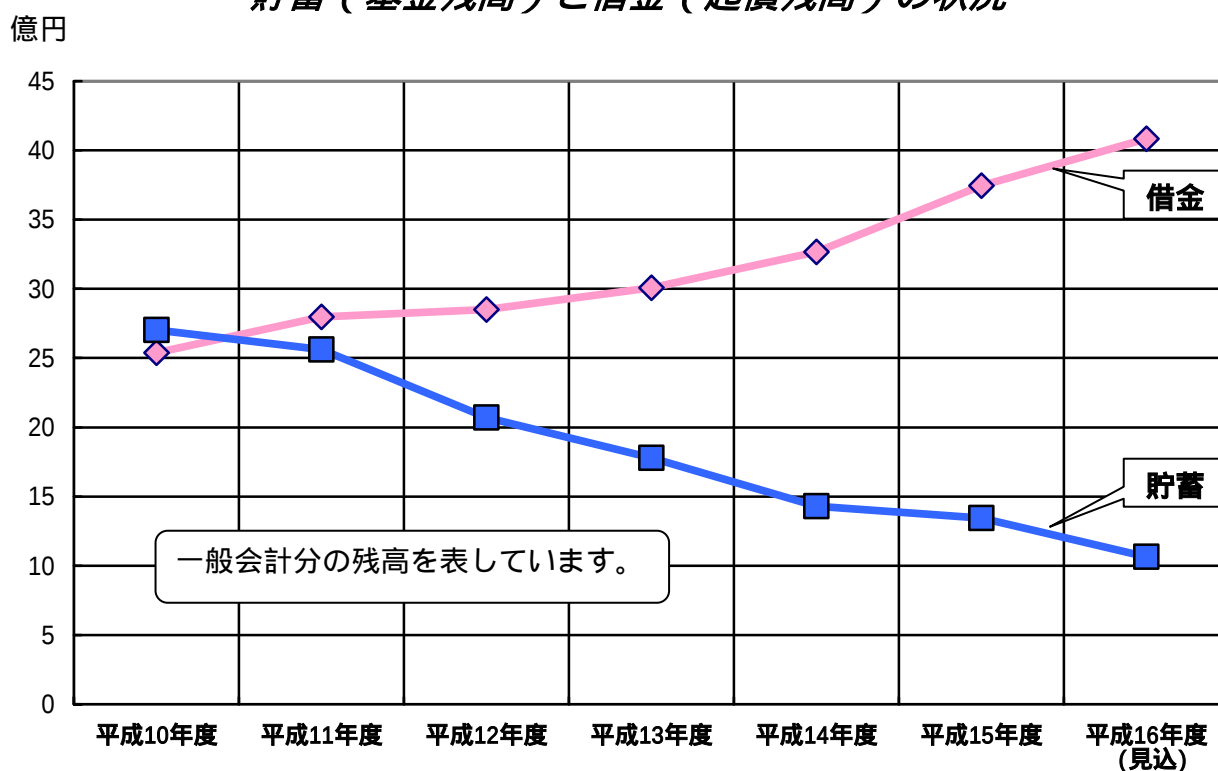
平成16年 4月	笠松町の合併についての意思を問う住民投票条例の制定
平成16年 6月	住民投票の実施（6月6日） ・住民投票の結果 合併することに賛成：3,355票 合併することに反対：6,318票 住民投票結果を受けて合併しないことを決定
平成16年 6月	議会が財政改革特別委員会を設置
平成16年 7月	行財政改革推進体制の確立 ・行財政改革推進本部の設置 ・行財政改革推進対策室の設置 ・新行財政システム構築プロジェクトの設置
平成16年 7月	行財政改革推進委員会の設置、諮問
平成16年 11月	町内会連合会より行財政改革に関する意見書
平成16年 12月	町議会より行財政改革に関する提言
平成17年 1月	行財政改革推進委員会から答申
平成17年 2月	行財政改革推進プラン策定

6．笠松町の財政状況

単年度の収支状況（一般会計）



貯蓄（基金残高）と借金（起債残高）の状況



問い合わせ先

笠松町役場

企画環境経済部 行財政改革推進対策室

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1

TEL(058)388-1111 FAX(058)387-5816

<http://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>